

都道府県協会等代表者各位

全国専修学校各種学校総連合会
会長 中込三郎

入学辞退者に対する授業料等の返還の取扱いの明確化についてお願い

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素より全専各連の活動にご協力を賜りますこと、厚く御礼申し上げます。

さて、本年1月24日付け全専各連総発第212号の文書にて対応をお願いしましたとおり、入学辞退者に対する授業料等の取扱いについて、昨年11月及び12月に最高裁判所で判決が確定し、この判決を受け、昨年12月、文部科学省では具体的な指針等を通知しています(別添1)。

最高裁判所の判決及び文部科学省の通知に従うと、「3月31日までに入学辞退を意思表示した者に対して、原則として授業料等及び諸会費等(入学金を除く)の返還に応じる」などを募集要項等で明確にすることとなっていますが、会員校の中には、「納付された学費は一切返金しない」旨の文言のみを記載するなど、返還の取扱いを明確にしていない専門学校も見られます。

この件について、本会は、(社)全国消費生活相談員協会から、抽出した専門学校の募集要項の調査結果を添えて、問題点の指摘及び対応の要望を受けているところであり(別添2及び3)、また、本年11月19日、文部科学省は、改めて都道府県等に通知を発出し、専修学校及び各種学校に対する適切な指導を求めています(別添4)。

つきましては、専修学校及び各種学校に対する社会的信頼を保持するために、募集要項等で不適切な表記を行っている会員校が、都道府県所管課等と相談の上、文部科学省の指針等を踏まえ、授業料等の返還の取扱いを適切に表記されるように、都道府県協会等におきましても、ご対応くださいますようお願い申し上げます。なお、専修学校及び各種学校の全会員校に対しましても、同趣旨の文書及び別添資料を送付して、早急な対応をお願いしています。

また、文部科学省通知及び本文書は本会ホームページに、別添2は(社)全国消費生活相談員協会ホームページ(<http://www.zenso.or.jp>)に掲載されていますので、ご活用をお願いします。

【同封資料】

別添1 : 平成18年12月28日、文部科学省局長通知『大学、短期大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校の入学辞退者に対する授業料等の取扱いについて』

別添2-1 : 平成19年10月26日、(社)全国消費生活相談員協会再要望書『専門学校の学生募集要項中の「学納金の不返還特約(清算条項)」の改正について』

別添2-2 : 平成19年10月、(社)全国消費生活相談員協会調査『専門学校の学費(年間)及び学納金の清算条項等に関する調査(19年度と20年度との比較)』

別添3 : 平成19年11月20日、日本経済新聞の掲載記事

別添4 : 平成19年11月19日、文部科学省課長通知『専修学校及び各種学校の入学辞退者に対する授業料等の取扱いについて』

全国専修学校各種学校総連合会 事務局 総務課

〒102-0073 東京都千代田区九段北4-2-25 私学会館別館11階

TEL 03(3230)4814 FAX 03(3230)2688

会 員 校 各 位

全国専修学校各種学校総連合会

会 長 中 込 三 郎

入学辞退者に対する授業料等の返還の取扱いの明確化についてのお願い

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素より全専各連の活動にご協力を賜りますこと、厚く御礼申し上げます。

さて、入学辞退者に対する授業料等の取扱いについては、昨年11月及び12月に最高裁判所で判決が確定し、この判決を受け、昨年12月、文部科学省は具体的な指針等を通知しており(別添1)、本会も本年1月24日付けで「会員校への入学辞退者に対する授業料等の取扱いについてのお願い」を都道府県協会等へ発出し、会員校各位における適正な対応をお願いしています。

最高裁判所の判決及び文部科学省の通知に従うと、「3月31日までに入学辞退を意思表示した者に対して、原則として授業料等及び諸会費等(入学金を除く)の返還に応じる」などを募集要項等で明確にすることとなっていますが、会員校の中には、「納付された学費は一切返金しない」旨の文言のみを記載するなど、返還の取扱いを明確にしていない専門学校も見られます。

この件について、本会は、(社)全国消費生活相談員協会から、抽出した専門学校の募集要項の調査結果を添えて、問題点の指摘及び対応の要望を受けているところであり(別添2及び3)、また、本年11月19日、文部科学省は、改めて都道府県等に通知を発出し、専修学校及び各種学校に対する適切な指導を求めています(別添4)。

つきましては、専修学校及び各種学校に対する社会的信頼を保持するため、各会員校におきまして、改めて募集要項等をご確認いただき、不適切な表記があると思量されるときは、都道府県所管課等とご相談の上、文部科学省の指針等を踏まえ、授業料等の返還の取扱いを適切に表記されるように、早急なご対応をお願い申し上げます。

なお、文部科学省通知及び本文書は本会ホームページに、別添2は(社)全国消費生活相談員協会ホームページ(<http://www.zenso.or.jp>)に掲出されています。

【同封資料】

別添1 : 平成18年12月28日、文部科学省局長通知『大学、短期大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校の入学辞退者に対する授業料等の取扱いについて』

別添2-1 : 平成19年10月26日、(社)全国消費生活相談員協会再要望書『専門学校の学生募集要項中の「学納金の不返還特約(清算条項)」の改正について』

別添2-2 : 平成19年10月、(社)全国消費生活相談員協会調査『専門学校の学費(年間)及び学納金の清算条項等に関する調査(19年度と20年度との比較)』

別添3 : 平成19年11月20日、日本経済新聞の掲載記事

別添4 : 平成19年11月19日、文部科学省課長通知『専修学校及び各種学校の入学辞退者に対する授業料等の取扱いについて』

全国専修学校各種学校総連合会 事務局 総務課

〒102-0073 東京都千代田区九段北4-2-25 私学会館別館11階

T E L 03(3230)4814 F A X 03(3230)2688